

神戸市「坂アンバサダー」募集要項

1. 「坂アンバサダー」事業の目的

神戸の「坂」の魅力発信やまちの活性化に繋がる活動を行う個人・団体を坂アンバサダー（以下アンバサダー）に任命し、枠にとらわれない自由な発想による活動の支援を行うことにより、坂のまちの魅力を向上させること。

2. アンバサダーの要件

次の各項目すべてに該当する者

- ① 個人または団体であること。居住地や団体の所在地は問わない。
なお、未成年（18歳未満）の個人、もしくは未成年のみで構成される団体においては、保護者等の同意を必要とする。
- ② 神戸の「坂」に愛着を持ち、坂の魅力向上に主体的に関わることができること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

3. 任命期間（予定）

任命日（2025年8月上旬）から活動報告会（2026年2月上旬）まで

4. 定員

5組程度

5. 活動内容

- ① 神戸の「坂」の魅力発信やまちの活性化に繋がる企画・実行を行うこと。

（企画例）

- ・「坂」のマイナスイメージをポジティブに捉えて魅力を広く発信する
- ・「坂」を舞台に坂の魅力を活かしたワクワクするイベントを立案・実行する
- ・「坂」をPRするためのグッズや広報媒体を作成する

※イベント参加費や冊子代等の徴収は可能であるが、営利事業にはしてはならない。

料金を徴収する企画を実施する場合は、事前に「10. 問い合わせ先」まで相談すること。

- ② 神戸市が開催する任命式、交流会へ参加すること。
- ③ 神戸市が開催する活動報告会へ参加し、任命期間中の活動内容を市民に向けて発表すること。
- ④ 任命期間中の進捗報告など、神戸市からの依頼に積極的に応じること。

6. 市による活動の支援等

- (1) 活動を後押しする公認名刺と任命証を配布する。
- (2) 活動の幅を広げる交流の場を設ける。
- (3) 神戸市 HP 等を通じて、アンバサダーの活動を広く発信する。

※原則無報酬とするが、「5. 活動内容」の③に規定する活動報告会へ参加し、任命期間中の活動内容を一般参加者に向けて発表したアンバサダーに対しては、活動報告会の謝礼として 20,000 円（個人の場合は手取り額とする）及び活動報告会参加にかかる交通費（実費相当分：最大 20,000 円）を支払う。

7. 応募方法

応募フォームに必要事項を入力

フォーム URL : <https://forms.gle/HfHErzDVqir6CNdi7>

※ 応募フォームからの応募が難しい場合は、応募様式（word もしくは PDF）に記入の上、「10. 問い合わせ先」へ E メールにて送付すること。

8. 審査方法

- (1) 審査は、面接（活動提案内容の説明）を実施する。
- (2) 応募書類及び面接での活動提案内容の説明について、以下の項目に基づき総合的に審査する。

地域性	・「神戸」の坂の魅力発信やまちの活性化に繋がる企画内容であるか
独自性	・坂の魅力を自分なりに捉え、オリジナリティを持った企画内容であるか
計画性	・実現性の高い企画内容であるか ・開催場所の確保、許可などの見通しがあるか ・アンバサダーとしての活動期間が終了した後も継続的に実施が見込まれる企画内容か
PR 力	・企画の実施頻度や内容が充実しているか ・今まで坂に着目していなかった人たちに坂の魅力を届けるための情報発信方法が考えられているか

- (3) 応募者が面接を欠席した場合は辞退とみなす。
- (4) 応募者多数などの場合は、面接の実施に先立ち、応募書類による事前審査を行うことがある。
- (5) 審査結果に基づき、応募者に対してアンバサダーの採否を E メールにて通知する。

9. その他

- (1) 本事業への応募をもって、この募集要項及び別紙留意事項に同意したものとみなす。
- (2) この要項に定めるもののほか、アンバサダーの任命及び事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて神戸市が別に定める。

10. 問い合わせ先

坂アンバサダー事業事務局 (saka-ambassador@sazare.or.jp)

【活動における留意事項】**○ 禁止事項**

- ① 法令、または公序良俗に反する活動
- ② 宗教性、政治性が高いなど思想信条に基づく活動
- ③ 暴力的、性的に過激な表現や差別的表現を伴う活動
- ④ 噂話など事実と確認の取れない内容または虚偽の内容を流布させる活動
- ⑤ 営利を目的とした活動
- ⑥ 知的財産権、肖像権など第三者の権利を侵害する活動
- ⑦ 市および第三者に対する誹謗中傷、事業の妨害を行う活動
- ⑧ 第三者の個人を特定させる情報を本人の許可なく流布させる活動
- ⑨ 悪意あるプログラムを流布させること
- ⑩ 第三者になりすますこと
- ⑪ アンバサダーの地位を利用し、私有地への侵入や施設の入場料の減免等の優待を求めること

※これらに抵触する疑いがある場合、神戸市はアンバサダーに対し、当該事実の確認のため、必要に応じて資料の提出、関係者への事情聴取、その他合理的な方法による説明を求めることができる。

○ 変更報告

応募書類又はデータの記載内容に変更があった場合は、速やかに神戸市に報告すること。

○ 任命の取り消し

神戸市は、アンバサダーが次の各項目のいずれかに該当する場合は、アンバサダーの任命を取り消すことができる。

- ① 応募内容に虚偽があった場合
- ② アンバサダー事業の趣旨に反する行為があった場合
- ③ 「2. アンバサダーの要件」に規定する要件に該当しなくなった場合
- ④ 「5. 活動内容」に規定する活動が行われていない場合
- ⑤ 「7. 応募方法」により提出された内容の一部または全部に虚偽の内容が認められた場合
- ⑥ 禁止事項に該当した場合
- ⑦ 変更報告でアンバサダーから報告された内容が、当初の提案内容から著しく変更があり、活動趣旨を達成できない場合

○ 免責

神戸市は、「5. 活動内容」の①に規定するアンバサダーが行う企画において発生した事故や怪我・病気などの責任を一切負わない。

○ その他

- (1) アンバサダーの活動にあたって作成された成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利は、原則としてアンバサダーに帰属する。

ただし、神戸市または神戸市が許可した団体は、応募者の許諾を要することなく無償で、成果物の写真等を、報告書の作成および坂のまち神戸プロジェクトにおけるプロモーションに利用し、二次利用できるものとする。その際の制作物の著作権は神戸市に帰属する。また、画像のトリミング等、一部を加工して使用することがある。その場合、アンバサダーは著作者人格権を行使しないものとする。

- (2) 神戸市が「5. 活動内容」の活動の様子を写真や動画で撮影し、市ホームページや広報印刷物等に使用する場合があります。また、メディア取材を受け、テレビや SNS 等で放送される場合があります。
- (3) アンバサダーとして、メディアから取材を求められた場合は、積極的に協力すること。